



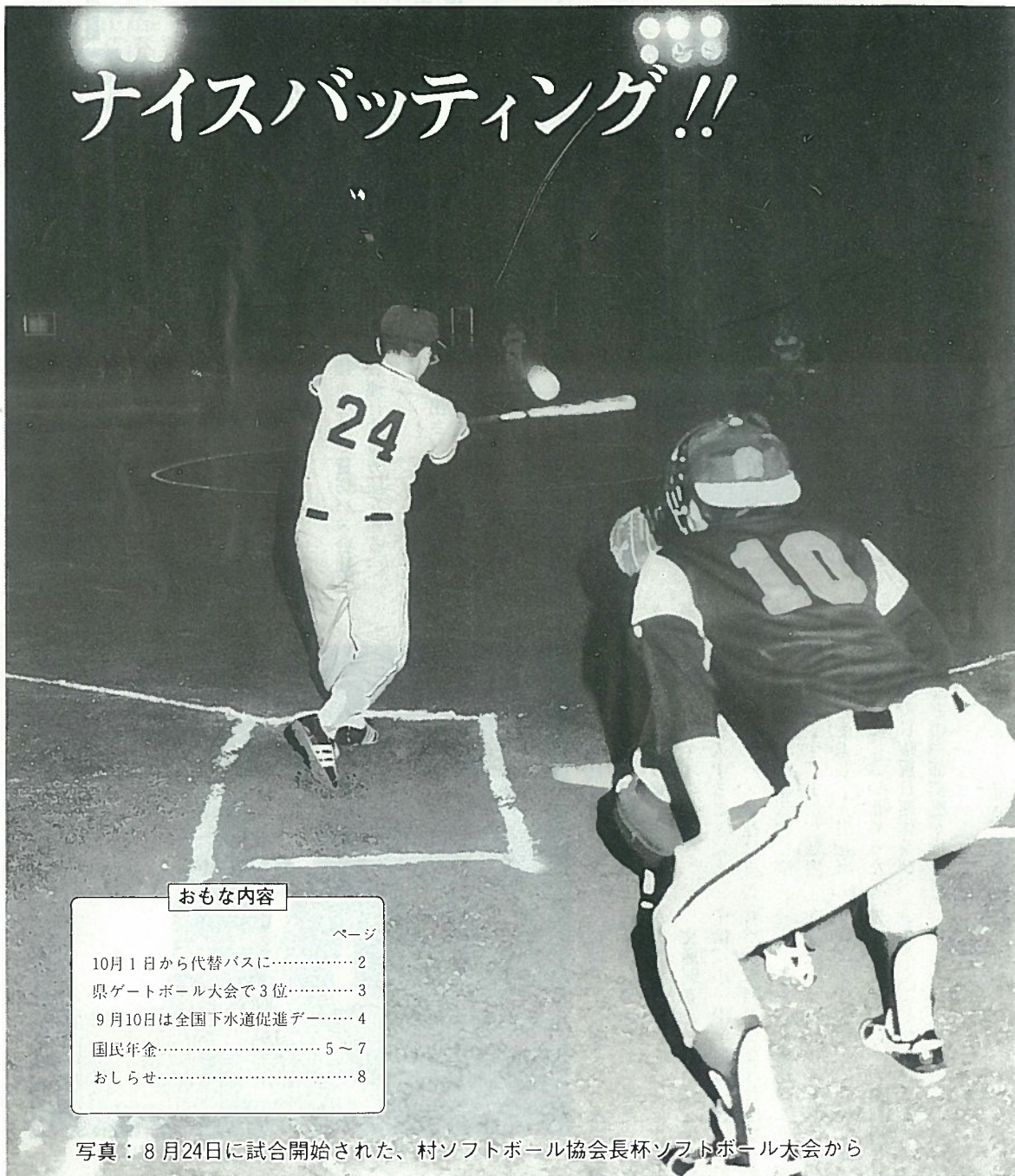
にしごう

広報にしごう第213号
昭和63年9月1日

VOL. 9

■人口のうごき 人口15,467人(+13) 男7,823人(+14) 女7,644人(-1) 世帯数3,779戸(+2) 8月1日現在()は対前月比

ナイスバッティング!!



おもな内容

	ページ
10月1日から代替バスに……………	2
県ゲートボール大会で3位……………	3
9月10日は全国下水道促進デー……………	4
国民年金……………	5～7
おしらせ……………	8

写真：8月24日に試合開始された、村ソフトボール協会長杯ソフトボール大会から

路線バス
10月1日から代替バスに

年々乗客は激減
マイカーの普及
などが要因

村では、昨年、村内を走る生活バス路線（村内の各路線は、すべて福島交通（株）で運行している。）のうち、十路線の運行維持のため、総額一千三百二十六万七千三百四十四円の補助金を支出し、村内の皆さんの「足」の確保を図ってきました。

これらの補助金の対象路線は、全て赤字運転のため、国・県と村がその赤字分を補てんし、バスの運行が行われてきました。しかし、今後

- ① 自家用車の普及率の向上でバス利用者の減少
 - ② バス運行経費の増加
- などの理由により、赤字補てん額は増加し、バスの運行は廃止されることが確定的なことから、村では昨年、「西郷村生活路線バス等運行対策審議会」（佐藤富男会長・委員十四名）を設け、「生活路線バスの今後のあり方」について、今年の七月まで数回にわたり検討し、慎重審議がな

- ③ 代替バス導入すべきである。
- ④ 昭和六十三年十月より代替バスを導入すべきである。
- ⑤ 代替バス運行形態は、市町村

の依頼を受けて貸切バス会社が代替運行する方法をとるべきである。

との答申が出され、本年十月一日から従来の生活路線バスを、廃止し、「代替バス」に移行するとの結論が出されました。

この代替バスとは、向こう三年を限度として補助が打ち切りとなり、廃止される第三種生活路



▲車内には数えるほどしか乗っていません



▲子供らにとって、バスは不可欠です

線についてバス会社が市町村の依頼を受け、道路運送法に基づき、貸切事業により乗合バスの運行をするものです。代替バスを導入することにより、年々、村からバス会社に支払われていた補助金は大幅に削減する見込みです。また、利用者の利便性を配慮し、支出を出るだけ最少限に食い止めるために、路線の日曜祝日運休及び、現時刻表などの一部変更が行われます。バス路線の運行を維持するた

追原チーム

全国大会の 出場権獲得

県ゲートボール大会で3位



▲賞状・トロフィーを手に喜びの追原チーム

第二回県ゲートボール選手権大会が去る七月二十一、二十二の両日、耶麻郡北塩原村の裏磐梯猫魔スキー場で行われました。今年には磐梯山噴火百周年を記念しての北塩原大会で、県内六方部から百二十チームが出場しました。

藤田忠市監督を中心に秋元実、木村アキノ、山下ミヨシ、森ハツさんの五人が、この日のために連日、猛練習をした成果を発揮、連携したプレーを見せ、見事三位に入賞しました。今回入賞した上位チームは、今月十一、十二日に北海道旭川市で開かれる第四回文部大臣杯

初日の二十一日は予選リーグを行い、四十チームが決勝トーナメントに勝ち進みました。二十一日は前日の雨も上がり、絶好のゲートボール日和で、選手達は、さわやかな磐梯高原の風を受けながら熱の入ったゲームを展開しました。村から出場した追原チームは、昭和六十二年度の村優良納税貯蓄組合に対する表彰式と納税貯蓄組合連合会総会は七月二十一日、午前十時から村文化センターで開かれました。

このあと村長から、「表彰を受けました皆様には、日頃から租税の重要性を深く認識され、納税思想の高揚に努められました。表彰を受けられた組合に対し心から御祝いを申し上げ、御功績に対し感謝申し上げます。」とあいさつがありました。

続いて昭和六十三年年度納税貯蓄組合連合会総会が開かれ、同年事業計画(案)などが審議されましたが、原案どおり承認、可決されました。

昭和三十二年年度の村優良納税貯蓄組合に対する表彰式と納税貯蓄組合連合会総会は七月二十一日、午前十時から村文化センターで開かれました。

表彰式には村内の二百二十一組合から各組合長が出席し、優良な納税組合に村長から表彰状と記念品が贈られました。

このあと村長から、「表彰を受けました皆様には、日頃から租税の重要性を深く認識され、納税思想の高揚に努められました。表彰を受けられた組合に対し心から御祝いを申し上げ、御功績に対し感謝申し上げます。」とあいさつがありました。

続いて昭和六十三年年度納税貯蓄組合連合会総会が開かれ、同年事業計画(案)などが審議されましたが、原案どおり承認、可決されました。

中羽太ら 10貯蓄組合を表彰

昭和三十二年年度の村優良納税貯蓄組合に対する表彰式と納税貯蓄組合連合会総会は七月二十一日、午前十時から村文化センターで開かれました。

表彰式には村内の二百二十一組合から各組合長が出席し、優良な納税組合に村長から表彰状と記念品が贈られました。

このあと村長から、「表彰を受けました皆様には、日頃から租税の重要性を深く認識され、納税思想の高揚に努められました。表彰を受けられた組合に対し心から御祝いを申し上げ、御功績に対し感謝申し上げます。」とあいさつがありました。

税の知識

◎財産を もらったときは

個人から財産をもらったときには、もらった方に贈与税がかかりますが、一定の要件に該当する場合には贈与税が軽減されます。

○夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったとき……最高一千万円の配偶者控除があります。

○父母又は祖父母から住宅取得資金の贈与を受けたとき……三百万円まで贈与税はかかりません。

○特別障害者の生活費などに当てるために、特別障害者を受給者とする財産の信託があったとき……三千万円まで贈与税はかかりません。

なお、これらの適用を受けるためには、一定の手続きが必要です。

詳しくは、最寄りの税務相談室や税務署☎(二二一七一一)にお尋ねください。



▲表彰状を受ける優良納税組合の代表

福島県知事、参議院福島県選出議員補欠選挙は、九月四日(日)投票

一票はきみのことばだ!!

福島県知事選挙は、去る八月十五日(月)告示、参議院福島県選出議員補欠選挙は、八月十七日(水)に告示されました。

この選挙は、県政、国政を託す人を選ぶ重要な選挙です。

一票はあなたのことばです。あなたの声を県政、国政に反映させるために、棄権しないで投票しましょう。

○不在者投票もできます!!

投票日に行けない方は、八月十五日から九月三日まで不在者投票ができます。

印鑑を持参し、午前八時三十分から午後五時までに、村選挙管理委員会(役場内)までおいでください。



豊岡 光岡

素晴らしい演技に大満足

川谷中演劇ク&川谷保育所

このほど、川谷保育所に同中学校演劇クラブ(北野愛部長)九名と、指導に当たった磯目教諭が訪れ、演劇を披露しました。

これは、川谷中演劇部員らが日頃、練習した成果を保育所の子供らに一度、見せたいということから、始めての試みで開かれました。

劇は、『太った殿様』という題で、太り過ぎの殿様が、やせるためにはどうすれば良いか、医者や商人、村人達との語り合いを通して、働くことが一番良いということを知った——とい



う内容で、子供達は熱心に鑑賞、素晴らしい演技に大きな拍手を送りました。続いて、保育所の子供らが歌やおゆうぎを披露して同中演劇部員らに応えました。そのあと、所庭でフォークダンスをしたり、会食を行い楽しいひとときを過ごしました。

今回、劇を演じた川谷中の生徒全員は同保育所の卒園生で、なつかしさもひとしおのようでした。

健康アラカルト

血圧について

十五日にわたる総合検診が終了しました。血圧はどうでしたか? 「検診の時に測ると高くなる」という答が指導で聞かれました。

血圧は常に一定ではありません。疲れ、睡眠不足、ちよつとしたドキドキ、イライラ、測定する状態や時間等によって変化します。検診、又は医療機関で「また、高いのではないか」と心配した人でも十〜二十mmHg、多い人で三十mmHgぐらい高くな

ることもあります。このことから、一回の測定で判断するのはむずかしいので、日頃から血圧を測る機会がありましたら、病院等で測ってもらい自分の血圧を知っておくと非常に良いと思います。高血圧で薬を飲んでいながらと安心して居る人が多いようですが、それだけでは不十分です。高血圧の治療、予防することも大事ですが、減塩につとめ、栄養のバランスを考えた食生活を行い、疲労回復を図り、精神的な影響も大きいので、ゆったりとした気持ちで生活していくことが大切です。

善意をありがとう

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここに紹介すると共に感謝申し上げます。

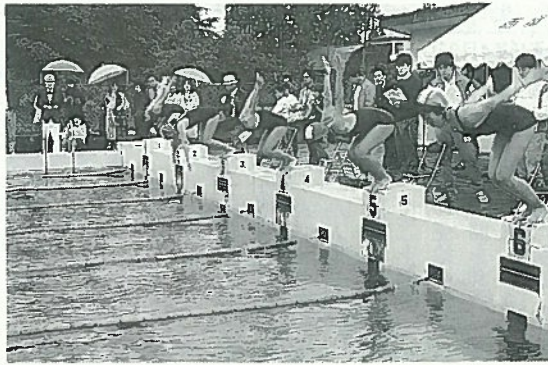
- ▼社会福祉協議会へ
- 菅野孝明様(熊倉) 十万円
- 菊池千代子様(川谷) 十万円
- 関東地域スパ―本部(株)スパ―
- 白河インテア―店様(原中) 一万円

9/10は全国下水道促進デー 第28回

下水道は河川、湖沼、海などの公共用水域の水質汚濁防止のために重要な役割を果たすと共

上位入賞を目指し、力泳

第6回村民水泳大会



▲優勝は私がいただくわヨ

族や友達など大勢つめかけ、種目毎に「ガンバレ」、「ガンバレ」の惜しみない声援を送っていました。入賞者には賞状、メダルが真船村体育協会長から手渡されました。

以下、入賞者は次のとおりです。
▼小学生男子・自由形 (競技距離は、すべて五十秒) 優勝||志水健乃典 (小田倉小) 三十三秒
▼同女子・自由形 優勝||同女子・自由形 優勝||芳賀真澄 (熊倉小) 四十九秒
▼中学生男子・自由形 優勝||荒川恵 (西郷一中) 三十四秒
▼同女子・自由形 優勝||佐藤友理 (西郷二中) 三十九秒
▼小学生男子・平泳ぎ 優勝||志水健乃典 (小田倉小) 四十六秒
▼同女子・平泳ぎ 優勝||高田恵 (小田倉小) 四十八秒
▼中学生男子・平泳ぎ 優勝||薄井修 (西郷二中) 四十九秒
▼同女子・平泳ぎ 優勝||田辺昭子 (西郷一中) 四十八秒

去る七月二十四日、第六回村民水泳大会(村体育協会二十周年記念)が西郷二中プールで開かれました。
当日は未だ梅雨が明けず、小雨降る肌寒い天候でしたが、大会には小学生高学年から一般まで約百十名が参加し、各選手は上位入賞を目指し、見事な力泳を見せました。
また、プール沿には選手の家

由形 優勝||荒川恵 (西郷一中) 三十四秒
▼同女子・自由形 優勝||佐藤友理 (西郷二中) 三十九秒
▼小学生男子・平泳ぎ 優勝||志水健乃典 (小田倉小) 四十六秒
▼同女子・平泳ぎ 優勝||高田恵 (小田倉小) 四十八秒
▼中学生男子・平泳ぎ 優勝||薄井修 (西郷二中) 四十九秒
▼同女子・平泳ぎ 優勝||田辺昭子 (西郷一中) 四十八秒

秒
▼小学生男子・背泳 優勝||志水健乃典 (小田倉小) 四十八秒
▼同女子・背泳 優勝||菅野明美 (熊倉小) 五十四秒
▼中学生男子・背泳 優勝||続唯美彦 (川谷中) 四十三秒
▼同女子・背泳 優勝||金田久美子 (西郷一中) 四十九秒
▼小学生男子・バタフライ 優勝||志水健乃典 (小田倉小) 四十二秒
▼同女子・バタフライ 優勝||芳賀真澄 (熊倉小) 五十一秒
▼中学生男子・バタフライ 優勝||荒川恵 (西郷一中) 四十三秒
▼青年男子・自由形 優勝||熊沢正人 二十八秒
▼一般男子・自由形 優勝||深谷拓男 三十五秒
▼青年男子・平泳ぎ 優勝||鈴木義和 四十二秒
▼一般男子・平泳ぎ 優勝||武田吉弘 四十二秒
▼青年男子・背泳 優勝||鈴木義和 四十二秒
▼一般男子・背泳 優勝||武田吉弘 四十五秒
▼青年男子・バタフライ 優勝||熊沢正人 三十二秒
▼スポーツ少年団対抗リレー (競技距離は二百メートル) 優勝||小田倉スポーツ 二分四十五秒。

国民年金

基礎年金 (1)

老齢基礎年金

①大正15年4月2日以後に生まれた人が老齢基礎年金を受けます

②25年以上加入した人に65歳から支給されます

この名前の年金を受けることはありません。

老齢基礎年金の支給は、昭和六十一年四月一日において六十歳未満の人(大正十五年四月二日以後に生まれた人)を対象にしています。
なお、昭和六十一年四月一日において六十歳以上の人(大正十五年四月一日以前に生まれた人)と昭和六十一年四月一日に六十歳未満でも、すでに厚生年金の老齢年金などを受けている人は、この対象から除かれ、昭和六十一年四月に改正された年金制度が施行される前の制度が適用されます。

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて二十五年以上ある人が、六十五歳になったときから支給されます。
この支給の原則は、自営業者だけでなく、サラリーマンとの奥さんにも支給されることになり、昭和三十六年四月以後の厚生年金や船員保険、共済組合の加入期間も、国民年金の保険料を納めた期間として計算されます。
サラリーマンの奥さんは、昭和六十一年三月までは任意加入の扱いになっていましたが、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までのうち、国民年金に

(次頁へつづく)

昭和61年4月1日 の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
58歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
57歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
56歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

昭和5年（昭和五年）の年齢が三十一歳以上の入（昭和五年）四月一日以前に生まれ（昭和人）は、六十歳までに二十五年の受給資格期間を満たすことが困難な場合もあります。そこで、年齢に応じて上の表の期間があれば、

③ 国民年金の加入期間が25年なくても受けられる特例

任意加入しなかった奥さんの期間（二十歳以上六十歳未満）は、「カラ期間」として二十五年の受給資格期間の計算に入ります。つまり、実際に国民年金に加入した期間が二十五年なくてもこの「カラ期間」と保険料を納めた期間を合わせて二十五年以上あれば、老齢基礎年金を受けられることができます。

④ 国民年金に任意加入しなかった期間などの取り扱い

老齢基礎年金が支給される特例があります。
 ② 被用者年金制度の期間だけで生年月日に応じて二十～二十四年あるとき。
 ③ 四十歳（女子と船員・抗内員は三十五歳）以後の厚生年金の被保険者期間が生年月日に応じて十五～十九年ある人。
 ④ 十五年以上衛視等であるなど、退職共済年金の資格期間の経過的特例を満たしているとき。

サラリーマンの奥さんなど国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間（二十歳以上六十歳未満の人で、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間）は、年金額の計算には入りませんが、年金の受給資格期間をみる場合は、いわゆるカラ期間として計算されます。

(イ) 二十歳以上六十歳未満で、厚生年金や共済組合の加入者の妻などで、国民年金に任意加入できなかったが、任意加入しなかった期間。
 (ロ) 二十歳以上六十歳未満で、学

⑤ 老齢基礎年金の年金額

生であるため国民年金に任意加入しなかった期間。
 (ウ) 厚生年金・船員保険から脱退し手当金を受けた期間であって、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの期間（昭和六十一年四月以降の国民年金の加入期間がある人に限られます。）
 (エ) 昭和三十六年四月以後の期間であって、二十歳から六十歳までの間に海外に居住していた期間。

⑥ 公的年金に加入可能な期間をすべて納付した場合の年金額

国民年金が発足したのは、昭和三十六年四月一日ですから、

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以後	40年

そのとき二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳になるまでの間に四十年の加入期間を満たすことができません。この人たちにについては、昭和三十六年四月一日から六十歳になるまでの期間（加入可能年数表参照）すべて保険料を納めていけば、月額五二、二六七円（昭和六十三年度



老齢基礎年金は、受給者の生年月日に応じて、加入可能年数は前ページの表のようになり
ます。
この年数をすべて保険料を納めていけば年金額は六二七、二〇〇円となりませんが、保険料を納めた期間がそれよりも不足す

$$\frac{627,200円 \times \frac{1}{(保険料納付月数) + (保険料免除月数) \times 3}}{(加入可能年数) \times 12}$$

⑦ 保険料を納めた期間が、加入可能な年数に足りない場合の年金額

二〇〇円×付加保険料納付済月数を加算します。
付加保険料を納めた人は次の額を加算します。

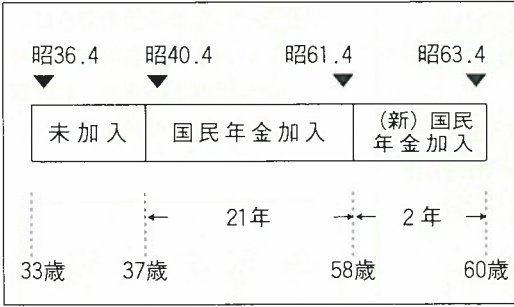
以前生まれの妻は生年月日に応じて一八八、一〇〇円、二、六〇〇円が自分の老齢基礎年金に加算されます。
※夫の老齢厚生年金または退職共済年金の加給年金額の対象者で、昭和四十一年四月一日

るときは、上の式で計算した額になります。

ただし、六十歳以降六十五歳に達するまで任意加入被保険者として保険料を納付したことに
より、保険料納付月数と保険料免除月数とを合わせた月数が加入可能月数を超える場合は、保険料免除月数からその超える月数を差し引いた月数が保険料免除月数として加算されます。つまり合計で加入可能月数を超えることはありません。

事例

昭和三年四月二日に生まれた



$$627,200円 \times \frac{276月}{27年 \times 12} = 534,300円$$

(月額44,525円)
《昭和63年度試算》

⑧ 年金額に100円未満の端数ができたときは、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てられます。

これを支給の繰り下げとい
います。支給を繰り下げた人が受ける老齢基礎年金の額は、六十五歳から受ける額に比べて、十五歳から受ける額に比べて、実際に年金額を受け

⑧ 老齢基礎年金の支給年齢の繰り下げ、繰り上げ

人、昭和六十一年四月前に国民年金への加入期間が二十一年あり、その後国民年金に二年加入した人の年金額。加入可能年数は二十七年で、実際の国民年金への加入が二十三年(二七六月)ありますので、年金額は次のようになります。

老齢基礎年金の支給開始年齢は六十五歳ですが、六十五歳からの支給開始の時期を延ばして六十五歳以後の希望するときから支給を受けることができます。

とときの年齢に応じて加算される額になります。
また、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げて支給を受けることもできます。この場合は、実際の年金の支給開始年月の年齢に応じて減額されます。なお、老齢基礎年金を繰り上げて受給すると、六十五歳前に厚生年金から特別支給される老齢厚生年金の支給は停止された後、繰り上げて受給した後、病气やけがにより一級または二級の障害の程度に該当するようになっても障害基礎年金が支給されなかつたりします。

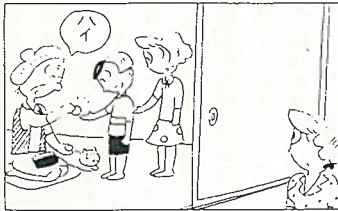
※特別支給の老齢厚生年金

老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金に加入したことがあれば、老齢基礎年金に加えて、その加入期間に見合った老齢厚生年金が支給されます。老齢基礎年金は六十五歳から支給されますが、六十歳から六十五歳になるまでは老齢厚生年金が特別支給されます。
(次号基礎年金(2)へつづく)



さわやか君

西村 宗



募集しています 残りわずかです！

県住宅供給公社では、上野原団地で宅地の購入者を募集しています。

▶宅地分譲 5区画

宅地のみを分譲するもので、後でお好みの住宅を建てられます。契約上、建物の建築時期等の制限はありません。

▶受付期間

随時、先着順に受付いたします。

▶相談及び受付場所

西郷村役場 企画調整課

☎(0248-25-1111 内線324)

県住宅供給公社 販売推進課

☎(0245-21-5520)

無料でご相談に応じます

交通事故の相談

午前9時半～午後4時40分(平日)
土曜日は正午まで(第2・第3土曜日は休みます)

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。

◎弁護士相談日：毎週木曜日

午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会
福島自動車保険請求相談センター
福島市栄町10-21
住友生命福島ビル5階
福島調査事務所内

☎(0245-21-1295(直通))

0245-23-3471)

電話のご相談もお受けします。

おしらせ



海上保安大学校・海上保安学校学生募集

海上保安庁では、昭和64年4月採用となる海上保安大学校・海上保安学校の学生を次のとおり募集しています。

1. 受付期間

昭和63年9月13日(火)～

9月26日(月)

2. 受験資格

高等学校(専門学校を含む)を卒業した者及び来春卒業見込みの者で昭和40年4月2日(大学校は、昭和43年4月2日)以降生まれの者。

3. 採用予定数

大学校学生 約 50名

学校学生 約 155名

4. 試験日

第1次試験

大学校学生 11月12日(土)・13日(日)

学校学生 11月13日(日)

第2次試験

大学校学生 昭和64年1月9日(月)

学校学生 昭和63年1月9日(月)又は10日(火)

5. 受験手続等のお問い合わせ及び受験申し込み用紙の請求は、〒971 いわき市小名浜字辰巳町38 小名浜海上保安部 管理課 まで ☎(0246-53-7111)

今月の納税

国民健康保険税 3期
国民年金保険料 6期

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 新川谷団地1戸

構造 木造平家建

種別 第2種

部屋数 3部屋

家賃 月額25,000円

住宅名 岩下団地

構造 中層耐火構造建

種別 第2種

部屋数 3部屋

家賃 月額28,000円

敷金は家賃の2カ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は村役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。